

行政評価に係る意見

委員名	行政評価委員会の意見
____委員長	<p>【提案・意見】（平成 26 年度と同様の意見・提案）</p> <p>2 年目以降の評価（進行管理）については「改善次第終了」となっており、特段、暦年数または年度数における期限は想定されていない。すなわち、行政評価は、改善が認められない限り、無期限に進行する制度となっていると解釈できる。改善とは、理想的には、個別具体的な改善を意味することは言うまでもない。しかし、2 年目以降の評価（進行管理）について、評価する側と評価される側の双方から見て、効率的かつ有効な業績評価・改善のあり方として、今までの経験から以下を提案したい。</p> <p>（1）2 年目以降の評価（進行管理）においては、「改善の基本的道筋が説得的に示されている」ことが認められれば、たとえ個別具体的な改善点が示されていないとも改善終了（かつ評価終了）、とする。</p> <p>（2）行政評価の期間（進行管理を含め）は最長 3 年とする。その際、3 年目評価においてもなお改善の基本的道筋が説得的に示されていないとも、その旨記録して評価終了とする。しかし、このことは改善を放棄することを意味しない。改善項目として指摘された事項への担当課などにおける対応状況に鑑みて、必要に応じて（たとえば 5 年間の経過観察後に）、1 年目評価として再び行政評価対象とすればよい。</p> <p>（3）上記の 2 点から、行政評価の終了に当たっては、一例として、「評価終了（改善終了項目あり）」と「評価終了（要改善）」という二種類の表現を用いたらいかがだろうか。</p>